

石垣市特定創業支援等事業のご案内



詳細はこちら
(石垣市HP)

石垣市の認定連携創業支援等事業者が実施する「特定創業支援等事業」による支援を受けた方は、石垣市が交付する証明書をもって、株式会社設立時の登録免許税減免や創業関連保証枠の拡大など、下記のメリットを受けることができます。メリットを受けるためには石垣市が交付する証明書が必要です。

1. 会社設立時の登録免許税の減免

内容	株式会社:最低税額15万円の場合→ 7.5万円 (資本金の0.7%→0.35%) 合同会社:最低税額6万円の場合→ 3万円 (資本金の0.7%→0.35%)
注意事項	・会社設立前に証明書を取得し、法人登記時に法務局へ提出する必要があります。 ・既に会社を設立した方が組織変更を行う場合は対象外になります。
お問合せ先	那覇地方法務局石垣支局(TEL:0980-82-2004)

2. 創業関連保証の特例

支援の内容	無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、 事業開始の6ヶ月前 から利用の対象となります。
注意事項	・別途、審査を受ける必要があります。
お問合せ先	沖縄県信用保証協会 創業支援課(TEL:098-863-5303)

3. 沖縄振興開発金融公庫「新規開業・スタートアップ支援資金」の貸付利率の引き下げ

支援の内容	「新規開業・スタートアップ支援資金」の 貸付利率の引き下げ対象 となります。
注意事項	・別途、審査を受ける必要があります。
お問合せ先	沖縄振興開発金融公庫 八重山支店(TEL:0980-82-2701)

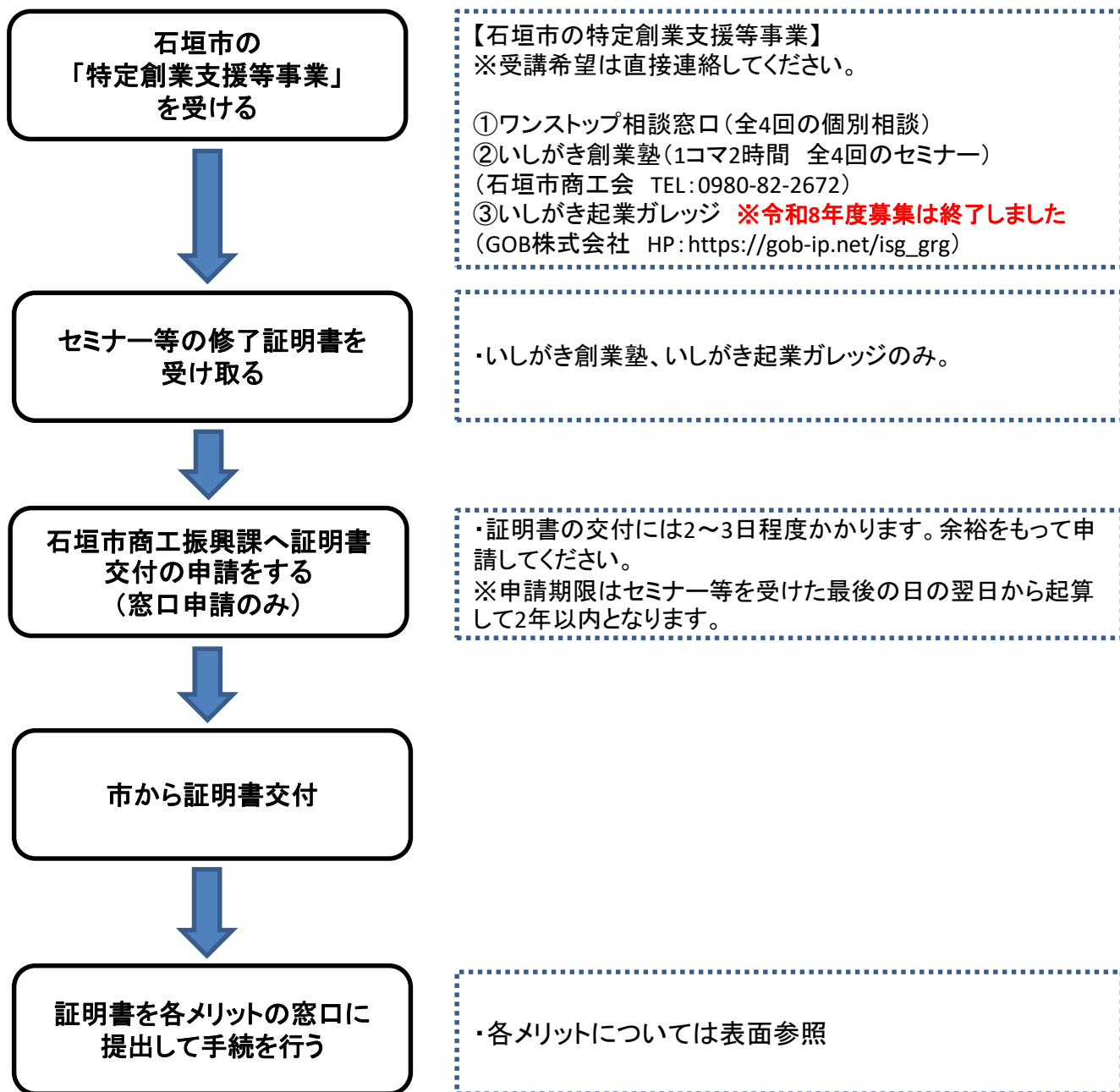
4. 沖縄県「創業支援資金」の自己資金要件の緩和

支援の内容	所要資金の自己資金の要件が 20%以上→10% 以上に緩和されます。
注意事項	・別途、審査を受ける必要があります。
お問合せ先	沖縄県商工労働部中小企業支援課(TEL:098-866-2343) または取扱金融機関【琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄県農業協同組合、みずほ銀行、鹿児島銀行】

5. 小規模事業者持続化補助金【創業型】の申請

支援の内容	小規模事業者持続化補助金【創業型】に 申請可能 となります。(補助上限額200万円)
注意事項	・別途、審査を受ける必要があります。
お問合せ先	石垣市商工会(TEL:0980-82-2672)

メリットを受ける方法



証明書の交付対象者

- 現在事業を営んでいない個人で、これから創業を行おうとする方
- 創業後5年未満の個人または法人
- 創業予定の事業等が公の秩序又は風俗を害するおそれがないものであること

※2社目以降の創業の方、事業承継した二代目代表等となる方は対象外です。

※法人設立前に個人事業主として活動していた法人の代表者は、個人事業の開業日から5年未満であれば交付対象となります。

※本事業は、法人であれば代表者かつ発起人が受講する必要があります。

【お問合せ先】石垣市農林水産商工部 商工振興課

TEL:0980-82-1533 MAIL:syoukou@city.ishigaki.okinawa.jp